



平成30年 4月 26日  
中部地方整備局  
豊橋河川事務所

## 住民目線で豊川、豊川放水路を観察

～河川愛護モニターを募集します～

当事務所では、一級河川豊川（とよがわ）及び豊川放水路（とよがわほうすいろ）近隣にお住まいで、河川愛護に関心を持つ人を公募し、『河川愛護モニター』に委嘱します。

毎月作成していただくレポートを通して、施設の利用状況や異常等の報告、河川愛護啓発をお願いします。

河川管理者（行政機関）とは異なる視点からの情報入手・発信を行うことで、より優れた河川管理の実現を目指します。

1. 公募期間 平成30年5月1日(火)～平成30年5月18日(金)
2. 詳細 別紙募集要項のとおり
3. レポート事例 豊橋河川事務所ホームページ内に掲載  
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/information/aigo/houkoku.html>)
4. 解禁 指定なし
5. 配布先 豊橋市政記者会、豊川市政記者クラブ  
新城市政記者クラブ
6. 問合せ先 国土交通省豊橋河川事務所

つのだ たかし

副所長 角田 隆司

たけうち ひろゆき

管理課長 竹内 博之

電話:0532-48-8105(ダイヤルイン)

FAX:0532-48-8100

## 1. 活動内容

「河川愛護モニター」の主な活動内容は、次のとおりです。

①河川愛護に関するテーマ(※当方にて指定)に則って、河川を観察し、毎月1回、レポートの提出をお願いします。

②次に掲げる場合などに通報、または、連絡をお願いします。

- ・ゴミなどの不法投棄、流水や施設等の異常を発見した場合
- ・河川環境の変化、利用の障害となるような状況を発見した場合
- ・近隣住民等から、河川管理、利用等に関する要望があった場合

③年に1回程度、モニター会議(意見交換会)への参加をお願いします。

④地域等へ河川愛護の啓発活動(※無理のない程度)をお願いします。

なお、河川愛護モニターは、定期的な河川の巡視や、不法行為(ゴミ投棄等)を行う者に対する注意等を行う責務及び権限を有するものではありません。

## 2. 活動範囲

豊川(次の3区間より選択)

【豊橋区間】豊川河口から当古橋まで

【豊川・新城区間】当古橋から新城橋まで

【豊川放水路区間】豊川放水路河口から豊川放水路分流堰まで

## 3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす方です。

- ・「2. 活動範囲」の近隣にお住まいで、河川に接する機会が多い方
- ・河川愛護に関心があり、「1. 活動内容」を実行できる、満20歳以上の心身健康な方

## 4. 委嘱方法と任期

中部地方整備局長より委嘱します。

任期は平成30年7月1日から平成31年6月30日まで。ただし、期間満了以前に委嘱を終了する場合があります。

## 5. 募集人員

4名

## 6. 手当

月額 4 千円程度を予定

## 7. 選考方法及び結果通知

モニター活動への適性、年齢、他の区間の選考状況等を総合的に勘案した上で、選考させていただきます。選考結果は、郵送にてお知らせいたします。

※ 選考の結果、残念ながらご期待に添えない結果となってしまった方に、「豊川リポーター」へのご協力をお願いしております。

「豊川リポーター」とは、ボランティア（無償）という形ではありますが、河川愛護モニターと同様に豊川の様子をレポートしていただき、ご報告いただいたレポートを事務所ホームページにて紹介させていただくとともに、当方からも豊川に関する情報を提供させていただく制度です。

誠に勝手な御願いではございますが、その折にはぜひご検討いただければと思います。

## 8. 応募方法

応募用紙を「10. 応募及び問合せ先」に請求、または、ホームページからダウンロード※し、「10. 応募及び問合せ先」へ郵送または FAX にて提出して下さい。

※ホームページの「メニュー」より、【インフォメーション】→【河川利用の手続と募集等】→【河川愛護モニター募集】から出力していただけます。

## 9. 募集期間

平成 30 年 5 月 1 日（月）から平成 30 年 5 月 18 日（金）（必着）

## 10. 応募及び問合せ先

〒441-8149 豊橋市中野町字平西 1-6

国土交通省豊橋河川事務所 管理課管理係

電話 0532 (48) 8105

FAX 0532 (48) 8100

E-mail : [cbr-toyohashi-kanri@mlit.go.jp](mailto:cbr-toyohashi-kanri@mlit.go.jp)

URL : <http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/index.html>

以上



